

議員提出第12号議案

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成25年10月25日

提出者

足立区議会議員	くじらい	光	治
同	うすい	浩	一
同	新井	英	生
同	古性	重	則
同	針谷	みき	お
同	鈴木	あき	ら
同	吉岡		茂
同	長井	まさのり	
同	岡安	たかし	
同	ぬかが	和子	
同	たがた	直昭	
同	浅古	みつひさ	
同	金田		正

足立区議会議長 馬場信男 様

(提案理由)

政務活動費の適正な運用を期すため必要があるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができるよう、本案を提出する。

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

足立区政務活動費の交付に関する条例（平成13年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため必要があるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。